

## 植栽管理業務には造園技能士の資格が必要となります。

市が電子入札で発注する公園や街路等の植栽管理業務委託は、造園工事の入札参加資格の認定を受け、1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の配置が可能な業者とします。

適用期日

平成27年4月1日以後に通知する指名競争入札から適用します。

造園技能士を雇用する場合の市への通知

現に造園技能士（1級又は2級）の技能検定試験の合格証書を保有する者を雇用している業者は、別紙1「1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿」を、造園技能士の技能検定試験合格証書の写しを添えて契約検査課に提出してください。

※ 雇用している従業員が新たに造園技能士（1級又は2級）の技能検定試験に合格した場合や新たに造園技能士（1級又は2級）の技能検定試験の合格証書を保有する者を雇用した場合も別紙1「1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿」を、造園技能士の技能検定試験合格証書の写しを添えて契約検査課に提出してください。

また、別紙1「1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿」を提出後、造園技能士（1級又は2級）の技能検定試験の合格証書を保有する者を雇用した場合等（名簿へ追加する場合は、別紙2「1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿への追加依頼」を、造園技能士（1級又は2級）の技能検定試験の合格証書を保有する者の退職等で、造園技能士（1級又は2級）の配置ができなくなる場合等（名簿から削除する場合は、別紙3「1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿からの削除依頼」を契約検査課に提出して下さい。

※ 上記の植栽管理業務委託の指名業者の選定は、別紙1「1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿」、別紙2「1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿への追加依頼」及び別紙3「1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿からの削除依頼」（以下「名簿」という。）に登録された者を雇用する業者を基本とします。

名簿の受付は随時行いますが、上記の植栽管理業務委託発注年度の指名業者の選定の対象とする名簿は、当該植栽管理業務委託発注年度の前年度の3月31日までに提出

のあった名簿を使用します。(年度途中で提出のある名簿は、翌年度以降の指名業者選定の対象とします。)

- ※ 別紙1「1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿」、別紙2「1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿への追加依頼」及び別紙3「1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿からの削除依頼」の様式は、次頁以降に添付しています。

別紙1

1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿

氏名	合格した技能検定試験（1級、2級の別）	備考

雇用する上記の者が保有する技能検定試験の合格証書の写しを添えて、提出します。

平成 年 月 日

契約検査課長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

別紙2

1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿への追加依頼

(1) 雇用する次の者が1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験に合格したので届け出ます。

(2) 年 月 日、1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者を雇用したので届け出ます。

※ 該当する項目の(1)又は(2)に○印をすること。

氏 名	合格した技能検定試験（1級、2級の別）	備 考

雇用する上記の者が保有する技能検定試験の合格証書の写しを添えて、提出します。

平成 年 月 日

契約検査課長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

別紙3

1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿からの削除依頼

次の者は、 年 月 日、退職・解雇・ ことにより、提出した1級造園技能士又は2級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の名簿から削除して下さい。

氏 名	合格した技能検定試験（1級、2級の別）	備 考

平成 年 月 日

契約検査課長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印